

団体保険における 保険金等のご請求手続・お支払について

ガイドブック

保険契約者(企業・団体等)用

ジブラルタ生命

はじめに

このガイドブックは、団体保険商品の保険金・給付金のご請求やお支払内容につきまして、よりご理解をいただけますよう、ご請求時のお手続の流れやご確認いただきたい内容、また、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例をまとめたものです。

なお、このガイドブックに掲載の具体例は代表的なものであり、保険種類やご加入時期などによって、取扱が異なる場合がありますので、詳細につきましては、当社ご契約の保険種類の約款をご覧ください。

このガイドブックは、当社が事務幹事会社としてお引き受けしている団体保険の保険金・給付金に関するものです。当社の個人保険の保険金・給付金の取扱につきましては、ジブラルタ生命コールセンター 0120-37-2269（通話料無料）受付時間 平日 8:30～20:00 / 土曜 9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）までお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<http://www.gib-life.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先

ジブラルタ生命保険株式会社

団体保険サービスセンター

0120-700-992（通話料無料）

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝・12/31～1/3を除く）

目次

1. ご請求手続の流れ		P 1
2. もれなくご請求いただくために		P 4
3. ご請求に必要な書類について		P 7
4. 保険金・給付金をお支払いできない代表的な事例		P 8
5. 保険金・給付金をお支払いする場合、できない場合の具体例	具体例 1 入院給付金のお支払 【責任開始期前の発病・受傷】	P 9
	具体例 2 入院給付金のお支払 【支払限度日数】	P 10
	具体例 3 入院給付金のお支払 【約款所定の入院日数の未達】	P 11
	具体例 4 災害保険金・入院給付金のお支払 【免責事由】	P 12
	具体例 5 死亡保険金・入院給付金のお支払 【告知義務違反による解除】	P 13
	具体例 6 高度障害保険金のお支払 【所定の障害状態への該当】	P 14
6. 主な保険用語のご説明		P 15

1. ご請求手続の流れ

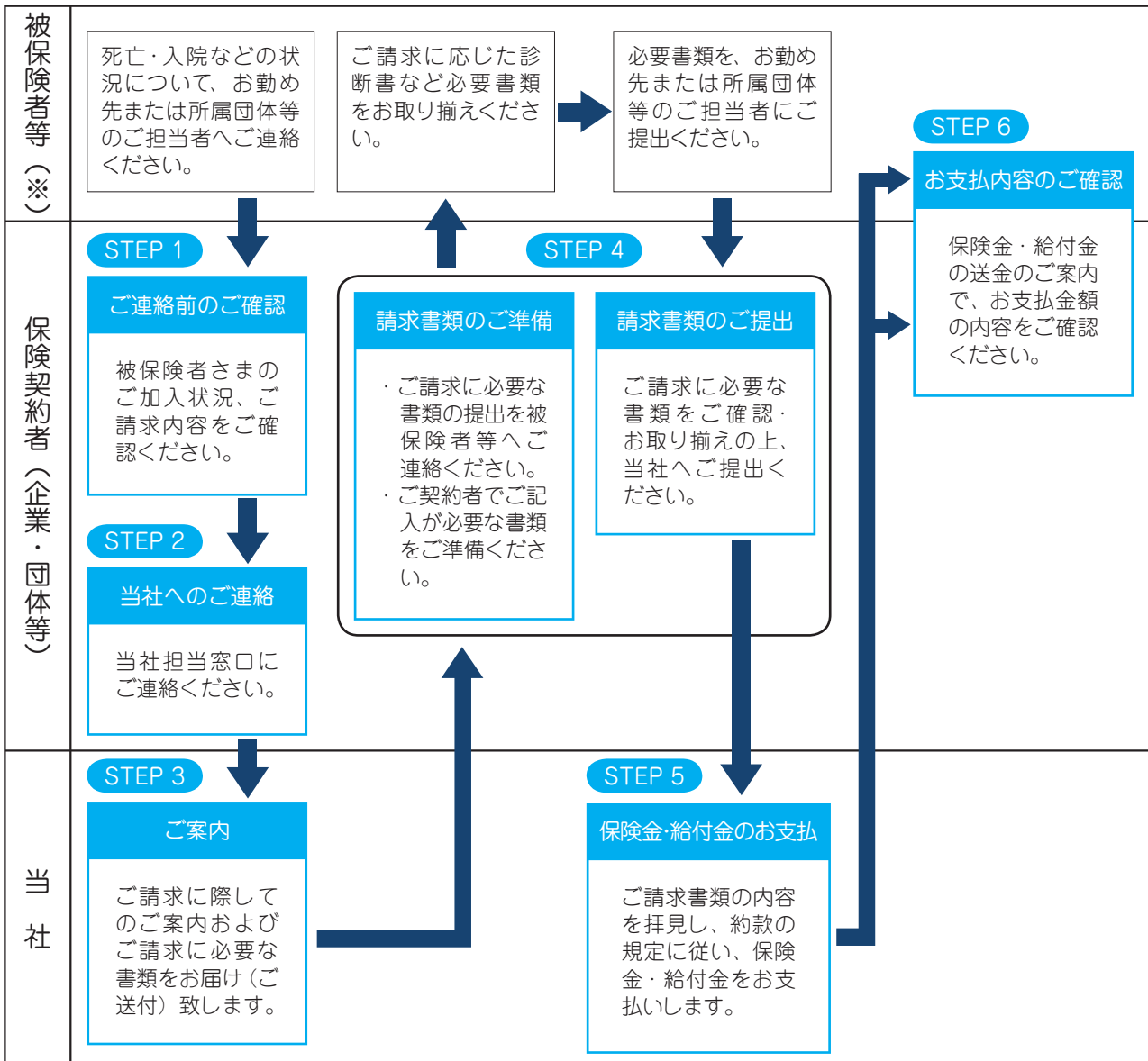
保険契約者（企業・団体等）さまのお手続について

団体保険の保険金・給付金のご請求は、保険契約者さま（企業や団体等）を通じてのお手続となります。

被保険者さまや被保険者さまのご家族等から保険事故（死亡・入院など）発生のご連絡があった場合には、被保険者さまのご加入状況やご請求内容をご確認の上、ご請求手続が未了となる場合がございますよう、以下のとおりお手続きください。

- ▲ 被保険者さまのご家族から、被保険者さまが「死亡」のご連絡がございましたら、
 - ・ 団体保険のご加入状況
 - ・ お亡くなりになられた日
 をご確認のうえ、当社所定の「異動報告書（被保険者さまの異動に関する通知）」を当社へご提出ください。

《お手続きの流れ》



（※）被保険者等とは、被保険者のほか、被保険者のご家族やご加入事業所など。

STEP 1 当社にご連絡いただく前にご確認ください

○当社の保険契約をもれなくご確認ください。

○当社からは、以下の内容を確認させていただきます。

支払事由共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険種類、ご契約番号 ・ 被保険者番号（指定されている場合） ・ 被保険者名
死亡保険金の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡された日 ・ 死亡された原因（病気や事故など） ・ 死亡される前の入院の有無 <p style="text-align: right;">など</p>
入院給付金 手術給付金等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院日・退院日 ・ 入院の原因（病気や事故など） ・ 事故日・発病時期 ・ 手術名・手術日 <p style="text-align: right;">など</p>
高度障害保険金・障害給付金等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故日・発病時期 ・ 障害状態 <p style="text-align: right;">など</p>

その他保険金・給付金のお手続き方法は、当社担当者または下記団体保険サービスセンターまでお問い合わせください。

○当社が事務幹事会社となっているご契約の保険種類と、付加されている特約をご確認のうえ、支払対象となる保険金・給付金をご確認ください。

STEP 2 当社にご連絡ください

「ご連絡」は当社の担当者（担当代理店）または下記までお電話ください。
ご請求に関するご案内およびご請求に必要な書類をお届け（ご送付）いたします。

ジブラルタ生命保険株式会社 団体保険サービスセンター
0120-700-992（通話料無料）※携帯電話、PHSからもご利用になれます。
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝・12/31～1/3を除く）

STEP 3 ご案内

ご請求に際してご準備いただきたい書類（診断書、公的書類等）をご案内いたします。
また、ご請求に必要な請求書等をお届け（ご送付）いたします。

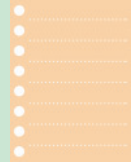
STEP 4 必要書類をご準備の上ご提出ください

主な必要書類は、7ページをご覧ください。

- ご提出にあたり、ご記入もれや書類の不足がございませんよう、再度ご確認をお願いいたします。
- 診断書など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客様のご負担となりますのでご了承願います。
- ご契約によって、受取人が保険契約者や事業主などの場合に、被保険者またはその遺族（規程上の受給者）の了知（自署）を請求書にいただく必要がございます。
- ご契約種類によって、7ページに記載されたもの以外の書類のご提出をお願いする場合があります。または記載している書類の一部を省略する場合があります。

記載以外の書類のご提出をいただく場合（例）

- ・ 在籍証明書（総合福祉団体定期保険など）
- ・ 残高証明書（団体信用生命保険など）



STEP 5 保険金・給付金のお支払

- お支払は、ご指定いただいた口座へお振り込みいたします。
- ご請求の内容によっては、事実の確認*をさせていただきます場合があります。
- ご請求の内容によっては、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

保険金・給付金のお支払時期

保険金・給付金をお支払する期限は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内です。しかしながら、当社にご提出された書類だけでは、保険金・給付金をお支払いさせていただく決定ができないときなどは、事実の確認（*注）を行います。
事実の確認をさせていただきます場合には、その確認の内容や確認の種類に応じて、保険金・給付金をお支払する期限は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日から180日を経過する日まで延長されます。また、期限を越えて保険金・給付金をお支払いした場合には、期限を越えた日数に対して所定の利息を付利いたします。

（*注：「事実の確認」について）治療の経過・内容、ご加入（告知日）前の健康状態、障害の状況、事故の状況などをご契約者、被保険者、その他の関係者（健診先、医療機関や警察等を含みます）へ直接お伺いしたり、書面等により詳細な照会をさせていただくことを事実の確認といえます。さらに事実の確認には、検察記録や裁判の記録などについて記録の照会・閲覧、または弁護士法に基づく照会なども含まれます。事実の確認が必要となる場合、当社から書面等で請求者へご連絡いたします。事実の確認は迅速にいたしますが、確認先のご都合や事故原因の鑑定、または各種記録の閲覧が可能となる時期などによって確認終了まで約款所定の日数を超える日数を要する場合がございます。

なお、事実の確認の内容（種類）およびお支払の期限（例）につきましては下記のとおりですが、詳しくは約款をご覧ください。
・ 支払事由の有無確認のために、事実の確認を行った場合…ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日以内
・ 支払事由の有無確認のために、弁護士法に基づく照会を行った場合…ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて60日以内



保険金・給付金を全くお支払いできない場合について

当社所定の診断書で保険金、給付金をご請求頂いたにもかかわらず、お支払の要件に該当しなかったため、保険金、給付金を全くお支払いできなかった場合、診断書取得費用相当額（実費ではなく、当社の定める金額）をお支払します。
※診断書取得費用相当額の当社負担については、当社所定の要件を満たす必要があります。
※被保険者、契約者、受取人に重大な過失がある場合や、告知義務違反による不払等は、お支払の対象となりません。

STEP 6 お支払内容をご確認ください

保険金・給付金の送金のご案内で、お支払内容をご確認の上、併せて入金確認をお願いいたします。

2. もれなくご請求いただくために

保険金・給付金をもれなくご請求いただくために、ご請求に際して当社との間に締結した他の保険契約がある場合には、被保険者の加入状況についてご確認ください。

複数のご契約に加入されていませんか？

- ⇒○被保険者が複数のご契約に加入されている場合は、それぞれについてご確認ください。
○被保険者ご本人だけでなく特約としてご家族の方が加入されている場合もあります。ご請求の際にご確認ください。

①死亡保険金のご請求の場合

お亡くなりになる前に

入 院

手 術

をされていませんか？

○死亡保険金だけでなく、入院給付金や手術給付金のお支払いができる可能性があります。

【対象となる主な商品例】

〈入院給付金〉

医療保障保険（団体型） 新型医療保障保険（団体型） 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約[※]
団体定期保険災害保障特約[※] 団体定期保険交通災害特約[※]

[※]不慮の事故（交通災害特約は交通事故）による入院の場合にお支払いする特約です。

〈手術給付金〉

新型医療保障保険（団体型） 用手術給付特約

②高度障害保険金・各種給付金のご請求の場合

●ケース1 所定の高度障害状態になったとき

ご病気や不慮の事故によって

両眼がみえなくなった

両足を切断した

下半身が完全に麻痺してしまった

喉頭全摘出を行なった

寝たきりになった

などの障害が生じていませんか？

○高度障害保険金のお支払の対象となる可能性があります。

【対象となる主な商品例】

総合福祉団体定期保険 団体定期保険 団体信用生命保険

●ケース2 不慮の事故により所定の障害状態になったとき

不慮の事故によって

片眼が
みえなくなった

両耳が
聞こえなくなった

手足または
指を切断した

半身が完全に
麻痺してしまった

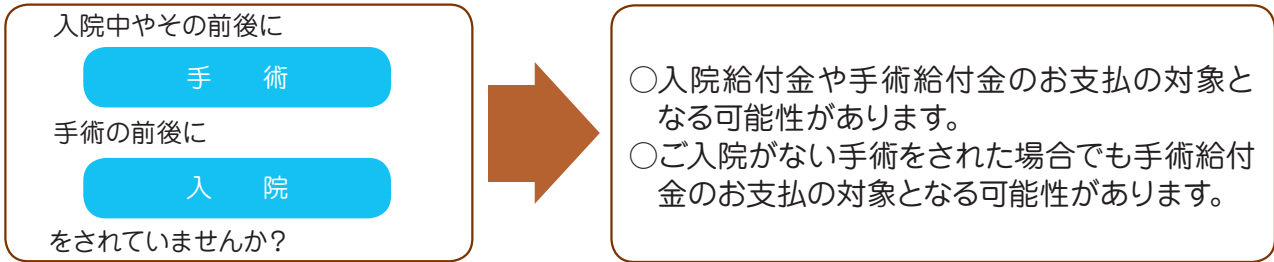
などの障害が生じていませんか？

○障害給付金のお支払の対象となる可能性があります。

【対象となる主な商品例】

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約 団体定期保険傷害特約 団体定期保険災害保障特約
団体定期保険交通災害特約（交通事故による傷害の場合）

●ケース3 入院をしたとき・手術をしたとき



【対象となる主な商品例】

新型医療保障保険（団体型） 新型医療保障保険（団体型）用手術給付特約

●ケース4 日帰り入院（1日の入院）をしたとき



※日帰り入院（1日の入院）とは入院日と退院日が同一日となる入院であり、支払事由に該当する「入院」かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無などを参考にして判断します。入院基本料のお支払の有無は病院発行の領収書にて確認することができます。

【対象となる主な商品例】

<入院給付金>

新型医療保障保険（団体型） 無配当新型医療保障保険（団体型）

<治療給付金> ※治療給付金の保障のあるご契約に限ります。

医療保障保険（団体型）

新型医療保障保険（団体型）用治療給付特約

●ケース5 所定の特定疾病になったとき



【対象となる主な商品例】

団体信用生命保険特定疾病保障特約 団体信用生命保険がん保障特約*

※悪性新生物（がん）による疾病の場合にお支払いする特約です。

●ケース6 所定の重度疾病になったとき



【対象となる主な商品例】

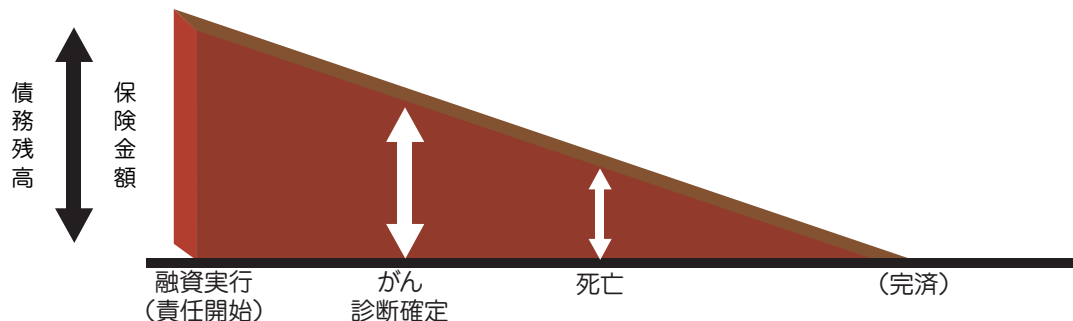
団体信用生命保険重度疾病保障特約

● 団体信用生命保険の保険金等のご請求について（お支払金額について）

団体信用生命保険は、債務の返済に応じて保険金額が逓減する商品のため、支払事由が発生した時期によって、お支払いする金額が異なる場合があります。

したがって、「死亡」「高度障害」「特定疾病」「重度疾病」などの複数の支払事由がある契約の場合、すでに他の支払事由に該当している可能性がないかご確認ください。尚、判断が難しい場合は、当社へお問い合わせ下さい。

例 「特定疾病保障特約付団体信用生命保険」の場合



上記の場合、「がん診断給付金額>死亡保険金額」となりますので、死亡保険金をご請求された場合、がん診断給付金をご請求される場合よりもお支払いする保険金額が少なくなります。

（「高度障害と死亡」、「特定疾病と高度障害」などについても同様のケースが発生する可能性があります。）

3. ご請求に必要な書類について

支払事由に該当すると思われる場合は、ご請求に必要な書類をお取りそろえのうえ、当社までご提出ください。

尚、ご請求に必要な書類は、保険種類や保険金・給付金、受取人等により異なります。また、ご契約種類によって、下記に記載以外の書類のご提出をお願いする場合、または記載している書類の一部を省略する場合があります。

●● ご請求の主な必要書類の一覧

ご提出書類	死亡保険金	障害給付金	入院給付金	備考
支払請求書	●	●	●	当社から送付する書類です。
死亡証明書	●			当社から送付する書類です。
障害診断書		●		当社から送付する書類です。
入院証明書			●	当社から送付する書類です。
被保険者の住民票	●	●	●	発行後 6 ヶ月以内のもの
受取人の印鑑証明書	●	●	●	発行後 6 ヶ月以内のもの
受取人の全部事項証明書（戸籍謄本）	●	●	●	発行後 6 ヶ月以内のもの
事故状況報告書	●	●	●	当社から送付する書類です。 (災害の場合にご提出ください)

4. 保険金・給付金をお支払いできない代表的な事例

保険金・給付金をお支払いできない場合を説明するため、代表的な事例を参考として記載しています。ご加入の保険種類、ご契約内容などによってはお支払内容が異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱に関しては、約款(特約)を必ずご確認ください。また、以下に記載している内容以外に認められる事実関係等によってもお取扱に違いが生じることがございます。

① 支払事由に該当しない場合

保険金・給付金が支払われるのは、約款(特約)に規定されている支払事由に該当した場合です。支払事由に該当しない場合にはお支払はできません。支払事由は、ご契約内容によって異なりますが、以下が**支払事由に該当しない場合の代表例**です。

- ◇ 高度障害保険金や入院給付金等(死亡保険金は除きます)について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- ◇ 災害保険金、障害給付金等(死亡保険金は除きます)について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故を原因とする場合
- ◇ 「入院」が約款(特約)に定める支払事由にあてはまらない場合
入院された日数が約款(特約)に定めた日数に満たない場合、不慮の事故による入院のみ対象とする契約の場合で入院の開始が事故の日から起算して180日以内に開始していない場合、約款(特約)に定めた支払日数の限度まで入院給付金を既にお支払している場合、入院先が約款(特約)に定める病院または診療所でない場合、治療を伴わない入院の場合、通院での治療で可能と判断される場合など
- ◇ 「高度障害」や「障害」の状態が約款(特約)に定める障害状態にあてはまらない場合
高度障害の状態が約款(特約)に定める対象となる高度障害状態に該当しない場合、障害の状態が約款(特約)の給付割合表に定める身体障害の状態に該当しない場合
- ◇ 「手術」が約款(特約)に定める所定の手術に該当していない場合

② 告知義務違反による解除の場合

保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金・給付金のお支払ができないことがあります。

③ 免責事由に該当した場合

約款(特約)に規定された「お支払できない事由」(免責事由)に該当した場合は、保険金・給付金をお支払できません。

免責事由はご契約内容によって異なります。詳しくは、約款(特約)を必ずご確認ください。

<死亡保険金の免責事由の代表例>

- ◇ 責任開始期から1年以内の被保険者の自殺
- ◇ 契約者・受取人の故意による支払事由の発生 など

<災害保険金・入院給付金の免責事由の代表例>

- ◇ 契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失による支払事由の発生
- ◇ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ◇ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 など

④ 詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

保険契約について詐欺行為・保険金の不法取得目的の行為がありご契約が取消または無効となった場合には、保険金・給付金のお支払はできません。

⑤ 重大事由による解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除となった場合には、保険金・給付金のお支払はできません。

⑥ 保険料のお払込がなく、ご契約が失効している場合

保険料が払い込まれず、ご契約が効力を失った場合は、ご契約が効力を失った日以後に支払事由が発生しても保険金・給付金をお支払いできません。

5. 保険金・給付金をお支払いする場合、できない場合の具体例

具体例1 入院給付金のお支払【責任開始期前の発病・受傷】

<解説>

入院給付金は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払の対象と定めています。したがって責任開始期前に発病した疾病や、責任開始期前の事故を原因とする場合には、お支払いできません。

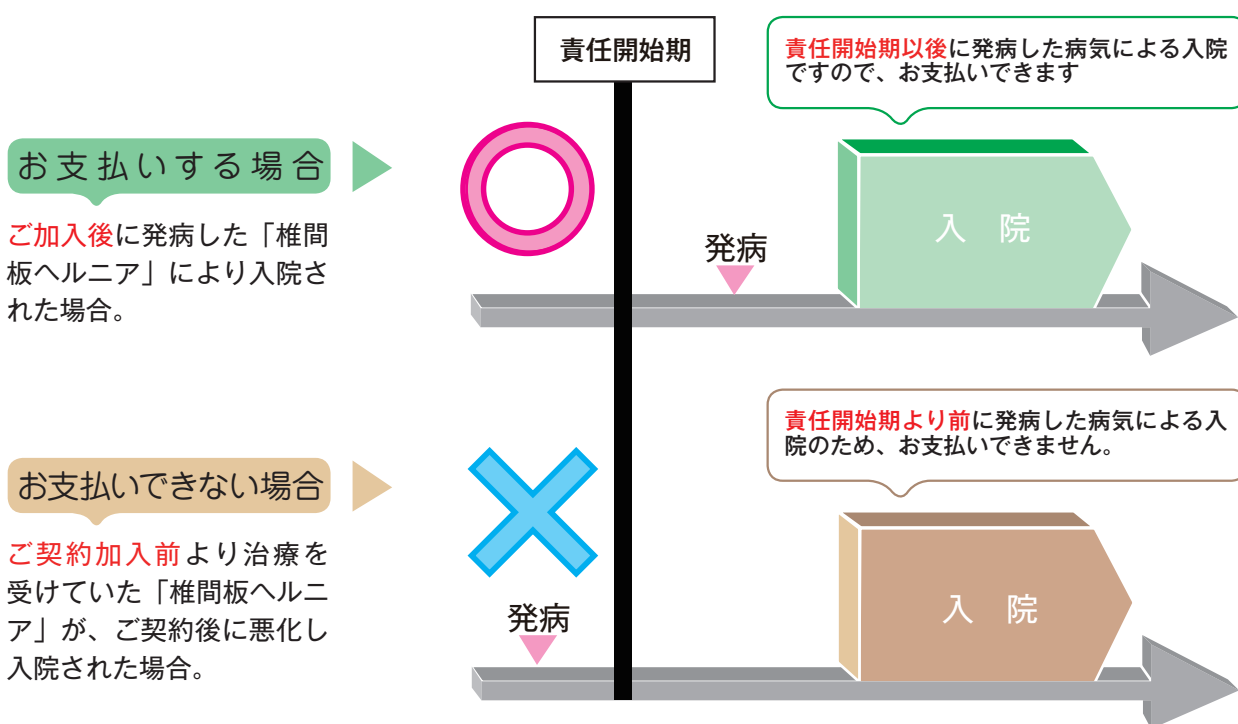
【対象となる主な商品例】

新型医療保障保険（団体型） 医療保障保険（団体型） 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約*
団体定期保険災害保障特約* 団体定期保険交通災害特約*

*不慮の事故（交通災害特約は交通事故）による入院の場合にお支払いする特約です。

新型医療保障保険（団体型）^{*}の入院給付金の場合

^{*}医療保障保険（団体型）を含みます。（ご契約内容によって、給付金の支払内容が異なりますので、ご契約内容をご確認ください。）



お支払いする場合

ご加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。

お支払いできない場合

ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約後に悪化し入院された場合。

医療保障保険（団体型）、新型医療保障保険（団体型）は、所定の責任開始期から一定期間を経過した後に開始した入院について、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

具体例 2 入院給付金のお支払【支払限度日数】

【対象となる主な商品例】

医療保障保険（団体型） 新型医療保障保険（団体型） 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約*
団体定期保険災害保障特約* 団体定期保険交通災害特約*

*不慮の事故（交通災害特約は交通事故）による入院の場合にお支払いする特約です。

⚠ ご契約内容によって、給付金の支払内容、支払限度日数が異なりますので、ご契約内容をご確認ください。

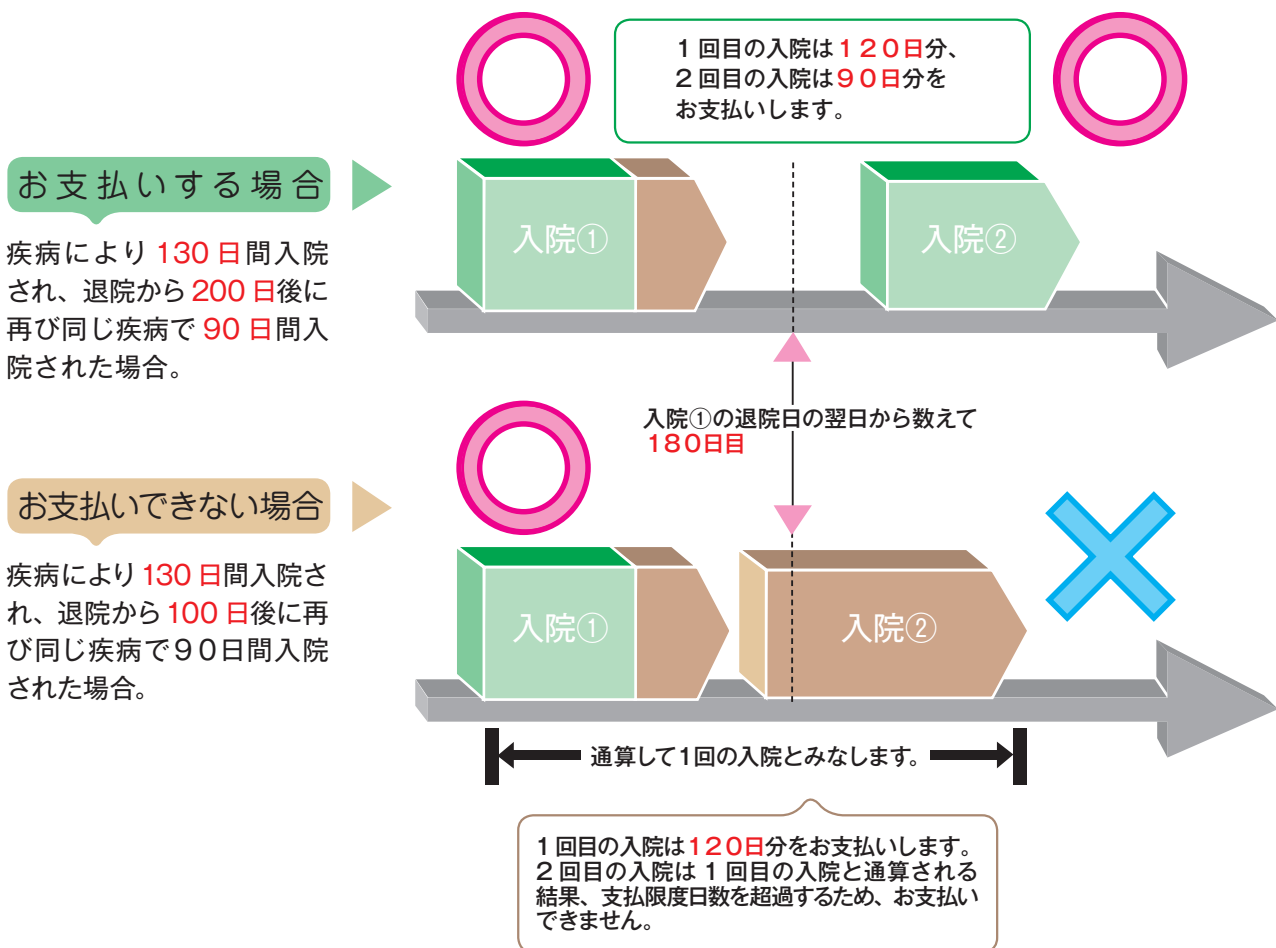
新型医療保障保険（団体型）の入院給付金の場合

<解説>

入院給付金は、約款で定める1回の入院に対する支払限度日数、かつ通算の支払限度日数を上限としてお支払いします。限度日数を超えた入院はお支払いできません。

なお、いったん退院し、退院日の翌日から180日以内に同一かまたは因果関係のある傷病で再入院された場合は、1回の入院とみなし、入院日数を合算します。

※下記具体例は、1回の入院についての支払限度日数の型が『120日型』をご指定されたご契約の場合について記載しております。



具体例3 入院給付金のお支払【約款所定の入院日数の未達】

<解説>

入院給付金は、約款に定める給付対象日数を満たしている場合にお支払いします。
 なお、給付金の給付対象日数については、約款（特約）によって異なり、支払日数が相違します。

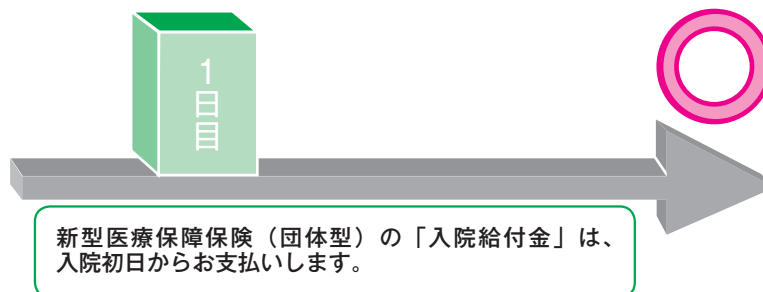
入院初日からお支払 ※日帰り入院（1日の入院）を含みます。	新型医療保障保険（団体型）
継続して5日間以上の入院で、 入院5日目からお支払	医療保障保険（団体型）
事故の日から180日以内に 開始した入院が5日間以上で 入院初日からお支払	総合福祉団体定期保険災害総合保障特約 団体定期保険災害保障特約 団体定期保険交通災害特約

※日帰り入院（1日の入院）とは入院日と退院日が同一日となる入院であり、支払事由に該当する「入院」かどうかについては、当社では入院基本料のお支払の有無などを参考にして判断します。入院基本料のお支払の有無は、病院発行の領収書にて確認することができます。

新型医療保障保険（団体型）の入院給付金の場合

お支払いする場合

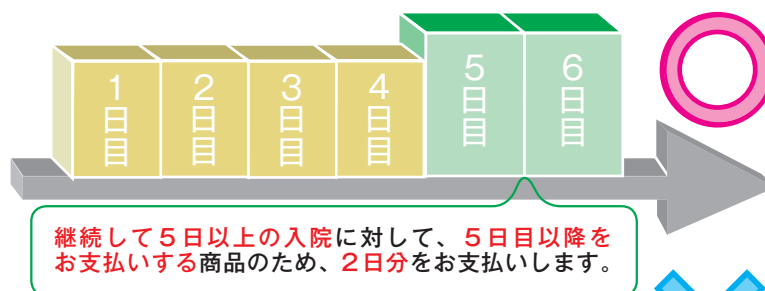
保険期間中に疾病により、
入院された場合。



医療保障保険（団体型）の入院給付金の場合

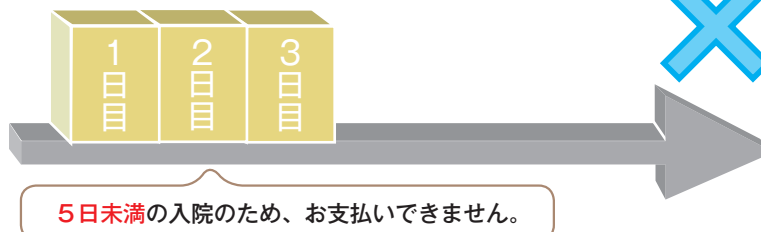
お支払いする場合

保険期間中に疾病により、
継続して6日間入院された場合。



お支払いできない場合

保険期間中に疾病により、
継続して3日間入院された場合。



総合福祉団体定期保険災害総合保障特約の入院給付金の場合

お支払いする場合

不慮の事故により、5日間
入院された場合。



具体例 4 災害保険金・入院給付金のお支払【免責事由】

<解説>

約款（特約）により、災害保険金や入院給付金などをお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、保険金・給付金はお支払いできません。

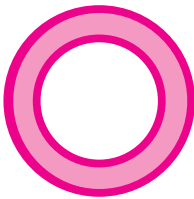
<免責事由の代表例>

- ◇契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故の場合
- ◇被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合
- ◇被保険者の無免許運転、飲酒運転による事故の場合

【対象となる主な商品（特約）例】

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約	団体定期保険傷害特約
団体定期保険災害保障特約	団体定期保険交通災害特約
団体定期保険災害割増特約	新型医療保障保険（団体型）
医療保障保険（団体型）	

お支払いする場合



- ◇**被保険者の不注意**
被保険者が**疲労から居眠り運転をして**路肩に衝突し、死亡された場合。
- ◇**軽度の酒酔い状態での事故**
酒に酔っていたが、**横断歩道を通常に**歩行していて、走行してきた車にはねられ、死亡された場合。

お支払いできない場合



- ◇**被保険者の重大な過失**
被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。
- ◇**泥酔状態を原因とする事故**
泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられ、死亡された場合。

具体例 5 死亡保険金・入院給付金等のお支払【告知義務違反による解除】

<解説>

ご契約に加入いただく際や、効力を失ったご契約を復活いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がございますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約またはこのご契約のその被保険者に対する部分は解除となり、保険金・給付金はお支払いできません。また、死亡保険金以外の保険金・給付金について告知有無にかかわらず責任開始期前に発病した疾病や不慮の事故を原因とする場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

お支払いできない場合



ご加入前に「慢性C型肝炎」での入院について、告知書で正しく告知されずにご加入し、半年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合。

告知義務違反により、その被保険者に対する部分は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。



具体例 6 高度障害保険金のお支払【所定の障害状態への該当】

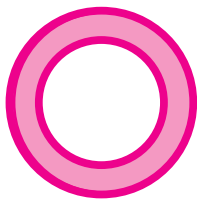
<解説>

高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

【対象となる主な商品（特約）例】

総合福祉団体定期保険 団体定期保険 団体信用生命保険

お支払いする場合



ご契約加入後に発病した「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、**自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。**

終身常に介護を要する状態に該当されるため、高度障害保険金をお支払いします。

お支払いできない場合



「**脳梗塞**」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、**右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。**

終身常に介護を要する状態に該当されないため、高度障害保険金をお支払いできません。

高度障害保険金の対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。視野狭窄や眼瞼下垂による視力障害は含まれません。
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり回復の見込みがない場合、②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合、③声帯全部のてき出により発音が不能な場合の3つをいいます。「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

6. 主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

約款	ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約条項に記載されている契約内容を特約といいます。特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるために、主契約に付加するものです。
保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいい、団体または被保険団体の代表者であることを要します。
被保険者	その人の生死などが保険の対象とされる人をいいます。
保険金・給付金受取人	保険金または給付金をお受け取りになる人のことをいいます。
保険金	被保険者の死亡、高度障害のときなどに当社からお支払いするお金のことです。
給付金	災害または疾病により、入院されたときや手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。
保険料	保険契約者から当社にお払い込みいただくお金のことです。
保険証券	ご契約の保険金額や保険契約締結日、契約終期など、ご契約内容を具体的に記載したものです。
責任開始期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始時期といいます。
支払事由	約款で定める、保険金などをお支払いする場合をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金などをお支払いできない場合をいいます。
告知義務と告知義務違反	現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、保険契約者や被保険者の方には告知をしていただく義務があります。これを「告知義務」といいます。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等をお支払いできないことがあります。
払込猶予期間	保険料の払込期日（払込方法ごとの契約応当日）*の属する月の翌月末までです。*契約応当日…各月の契約日に対応する日
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
復活	失効した契約を当社の承諾を得て有効な状態に戻すことをいいます。

ジブラルタ生命

www.gib-life.co.jp

取扱店

取扱担当者

S 企保 - 606 (15.01) (EE6573)